

說 明 資 料

(相続税・贈与税関係)

目 次

・無償の財産移転により財産を取得した者に課される税	1
・平成12年7月「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」(抄)	2
・金子宏著「租税法(第8版)」(抄)	3
・相続税の課税根拠に関する諸説	4
・代表的な「遺産動機」について	5
・相続税の課税方式の概念図	6
・相続税の課税方式の類型	7
・平成12年7月「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」(抄)	8
・金子宏著「租税法(第8版)」(抄)	9
・主要国における相続税・贈与税の基本的仕組み	10
・贈与税の課税方式の概念図	11
・贈与税の課税方式の類型	12
・我が国の相続税・贈与税の課税体系の沿革	13
・平均寿命の推移	14
・年齢3区分別人口割合の推移	15
・社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21世紀に向けての社会保障」－抄－	16
・世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の推移(構成比)	17
・「老後生活のリスク認識に関する調査」(抄)	18
・家計資産残高等の推移	19
・世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高(構成比)	20
・最近における相続税の主な改正	21
・最近における贈与税の主な改正	22
・相続税の課税状況の推移	23
・相続税の課税価格階級別課税状況等(平成11年分)	24

・相続財産種類別内訳(平成11年分)	25
・租税負担率(対国民所得比)の国際比較(国税・相続税)	26
・相続税の課税割合及び負担割合の国際比較	27
・主要諸外国の相続税の負担率	28
・贈与税の課税状況の推移	29
・贈与税の取得財産価額階級別の課税状況等(平成12年分)	30
・死亡保険金及び死亡退職金に係る非課税限度額の推移	31
・小規模宅地等の課税の特例の改正の推移	32
・中小企業の事業承継と相続税	33
・農地等に対する納税猶予の特例の概要	35
・山林に係る相続税の主な優遇措置	36
・住宅取得資金等の贈与に対する特例による贈与税額の計算(5分5乗)の図解	37
・住宅取得資金の贈与に対する特例の適用状況	38

無償の財産移転により財産を取得した者に課される税

移転形態	個人 → 個人				個人 → 法人 (普通法人)	
	親子等親族間		左記以外			
移転の時期	生前贈与	相続 遺贈	生前贈与	遺贈	生前贈与	遺贈
課税関係	贈与税	相続税	贈与税	相続税	法人税	法人税

移転形態	法人 → 個人	法人 → 法人 (普通法人)
課税関係	所得税 (一時所得)	法人税

備考1 個人⇒公益法人については、
収益事業に係るものは、法人税が課税。
収益事業以外に係るものは、不当に相続税・贈与税を回避することとなる場合のみ相続税又は贈与税が課税。

備考2 個人⇒人格のない社団等については、
収益事業に係るものは、法人税が課税。
収益事業以外に係るものは、相続税又は贈与税が課税。

備考3 法人⇒公益法人、人格のない社団等については、
収益事業に係るものは、法人税が課税。

○ 平成 12 年 7 月「わが国税制の現状と課題－ 21 世紀に向けた国民の参加と選択－」（抄）

四 資産課税等

2. 相続税

(1) 相続税の意義

わが国の相続税は、相続、遺贈（遺言による贈与）又は死因贈与（贈与者の死亡により効力を生じる贈与）により財産を取得した者に対して、その財産の取得の時点における時価を課税価格として課される税です。相続税の課税対象となる取得財産には、現金、預貯金や株式などの金融資産のほか、動産や不動産などのあらゆる資産が含まれます。相続税は、これら相続によって取得した財産をすべて金銭的な価値に置き換えて評価した上で課税されます。

相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るか^(注)により位置付けは若干異なる面はありますが、基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。

（注）遺産課税と遺産取得課税 主要国の相続課税を見ると、アメリカ、イギリスのように、被相続人の遺産全体を課税物件として、例えば遺言執行者を納税義務者にして課税する「遺産課税方式」と、ドイツ、フランスのように、相続人が取得した遺産を課税物件として、相続人を納税義務者にして課税する「遺産取得課税方式」の二つの体系に分かれます。

第二編 租税実体法

第三章 課税要件各論

第三節 相続税および贈与税

第一款 相続税

一 相続税の類型

相続税には、制度の建て方として二つの類型がある。第一の類型は、遺産税（estate tax, death duties）と呼ばれ、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度である。この制度は、英米系の国々で採用されており、人は生存中に蓄積した富の一部を死亡にあたって社会に還元すべきである、という考え方に基づいている。この類型の相続税は、本来の意味における財産税である。第二の類型は、遺産取得税と呼ばれ、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。この制度は、ヨーロッパ大陸諸国において採用されており、偶然の理由による富の増加を抑制することを目的としている。この類型の相続税は、実質的には所得税の補完税である。わが国は、明治 38 年に相続税を採用して以来、遺産税の体系を用いてきたが、昭和 25 年のシャウプ税制以来、遺産取得税の体系に移行して現在に至っている。その根拠とされたのは、遺産取得税の方が、遺産税よりも、担税力に即した課税の要請によりよく適合する、という考え方である（第一に、相続財産の額に応じて税負担が相続人の間に公平に分配され、第二に、富の集中排除の要請によりよく適合する）。ただ、現行の制度は、のちに述べるように、純粋な遺産取得税の考え方を修正していることに注意する必要がある。

相続税の課税根拠に関する諸説

○ 社会政策面を強調する説

① 社会政策説

社会に存する富の分配の不公平を是正して、その公正を期すために課するものであるとする説

② 偶発的所得説（不労利得説、負担能力説）

相続によって財産を取得することは一種の不労利得であり、これに担税力ありとして課する税であるとする説

○ 所得税との関連を重視する説

補完税説（課税技術説、還元所得税説）

被相続人の財産の蓄積の中には、被相続人の生存中における各種税制上の特典の利用、あるいは、課税の回避等によるものも含まれているので、相続を機会に租税負担の清算を行うものであるとする説

○ その他の説

① 官没拡張説（復帰説）

第一近親直系者でない者の相続を制限して、相続の行われない財産を国家に収めるのが至当であるとする説

② 流通税説（交通税説）

相続による財産の移転流通に対して課する税であるとする説

③ 利益説（手数料説、勤労実費説）

国民は財産の形成、取得、維持、処分について国家による保護その他公共サービスを要求している。国家は価値の対価ないしその実費の報償として相続財産に課税をするとする説

④ 国家共同相続権説

国民は相互に血族の関係を有しているのであるから、国家が個人の財産を相続するのは、家族がその財産を相続するのと同じで、従って国家は相続税の形式をもって相続財産の分配に与かるものであるとする説

代表的な「遺産動機」について

○ 「そもそも人は何故遺産を遺すのか」という遺産動機 (Bequest Motive) については、主に次のような考え方が存在。

① 意図せざる遺産 (Accidental Bequest)

- ・ 本来は自らの老後のために財産を蓄えていたが、予期せざる死の訪れのため、遺産が発生するという考え方。

② 意図的な遺産

i) 利他的な遺産動機 (Altruistic Bequest Motive)

- ・ 子供の幸福のため(将来子供が経済的に困ったときの支援になるよう)に遺産を遺すという考え方。

ii-a) 与えることの喜び (Joy of Giving)

- ・ 親が自らの幸福のために遺す(「自分はこれだけの財産を子供に遺すことができる」と認識することにより、親自身が幸福になる)という考え方。

ii-b) 資本家精神 (Capitalist Spirit)

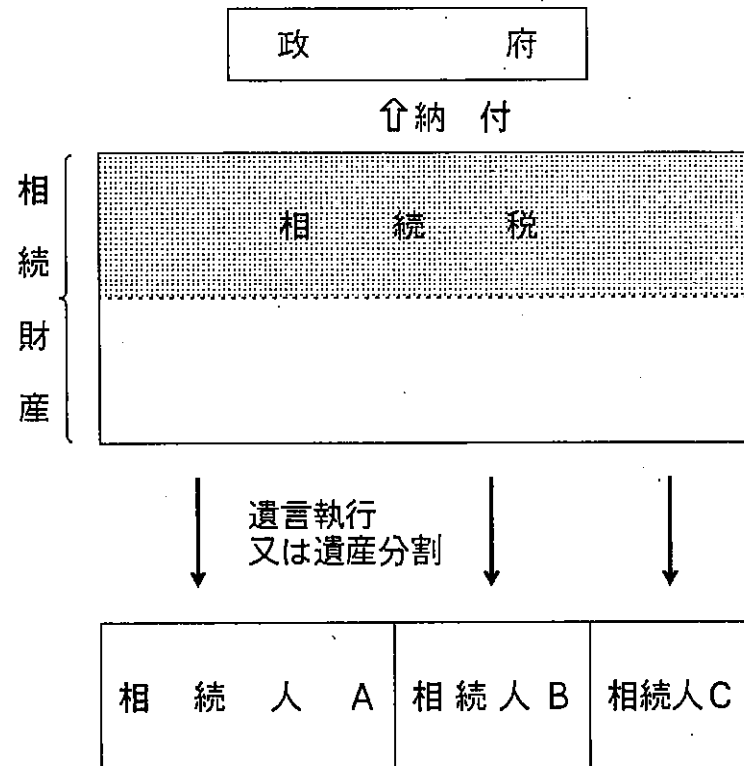
- ・ 資本家は資産保有そのものから効用を得る(富の蓄積が自己目的化する)という考え方。

iii) 戦略的遺産動機 (Strategic Bequest Motive)

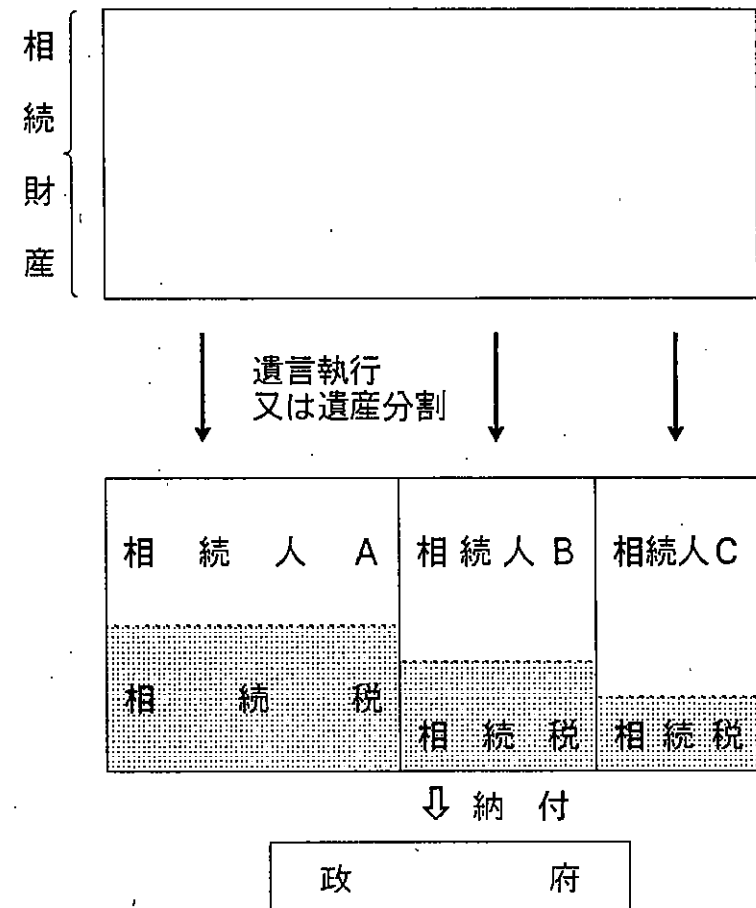
- ・ 老後の扶養や介護の対価として、遺産を遺すという考え方。

相続税の課税方式の概念図

(1) 遺産課税方式 (米・英)



(2) 遺産取得課税方式 (日・独・仏)



相続税の課税方式の類型

課 税 方 式	遺 産 課 税 方 式	遺産取得課税方式	併 用 方 式
概 要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	我が国が採用している方式で、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、各人の取得財産額に応じて課税する方式
採 用 国	アメリカ、イギリス	ドイツ、フランス	日 本
考 え 方	被相続人に対する所得税の補完税としての性格を重視する説からくるもので、被相続人の一生を通ずる税負担の清算を行うという考え方	偶然の理由による富の増加を抑制する等社会政策面を強調する説からくるもので、富の集中の抑制を図るという考え方	遺産取得課税方式を基本として、当該方式のもつ欠点を法定相続分課税の導入により解消しようとする考え方
特 色	① 遺産分割の仕方による税負担の変動がないため、遺産取得課税方式に比べて税務執行が容易である。 ② 制度としてわかり易い。 ③ 財産取得者の個人的担税力に則した合理的な課税を行うという点において、遺産取得課税方式に劣る。 ④ 富の集中の抑制を図るという点において、遺産取得課税方式に劣る。	① 財産取得者の個人的担税力に則した合理的な課税をすることができる ② 遺産分割の仕方によって税負担に差異を生ずることから、事実と異なる申告が行われやすい。 ③ 分割困難な資産の負担は相対的に重くなる。	やや制度が複雑である。

○ 平成 12 年 7 月「わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－」（抄）

四 資産課税等

2. 相続税

(1) 相続税の意義

…(略)…

なお、個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されます。贈与税は、相続課税の存在を前提に、生前贈与による相続課税の回避を防止するという意味で、相続課税を補完するという役割を果たしています。また、相続課税と同様、贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税するという位置付けもあります。

（参考 1）個人所得課税と相続課税 わが国の現行所得税法では、相続・贈与により取得するものは、所得税を課さず、相続税・贈与税という別体系の下で課税しています。しかし、特にわが国のように遺産取得課税方式を基本とした相続課税制度の下において、「所得は消費と純資産の増加の合計である」という包括的所得概念で所得を認識すれば、理論上は、相続・贈与による財産の取得も個人所得課税に取り込んで課税するという考え方があり得ます。しかし、一般的に個人所得課税が課税対象とする反復・継続的なキャッシュフローと、偶然にもたらされる所得である相続財産等とは性質が異なるので、仮に形式的に個人所得課税に取り込んだとしても、実質的には個人所得課税とは別体系の課税方法を探らざるを得なくなります。このため、わが国では、所得税とは独立の税目として相続税が存置されているものです。

（参考 2）わが国の相続税の沿革 わが国での相続税の導入は明治 38 年（1905 年）まで遡ることができます。導入後最初の大きな転機はシャウブ勧告に基づく昭和 25 年の全文改正です。課税方式が、遺産課税方式から遺産取得課税方式に変更されたほか、相続税を贈与税と一本化し、一生の贈与を累積し相続と合わせて課税するという方法が採られるようになりました（一生累積課税制度は、主に執行上の理由から 3 年後の昭和 28 年に廃止されました。）。その後、昭和 33 年には、税制特別調査会におけるわが国の相続税のあり方についての幅広い議論を踏まえ、遺産取得課税方式を採りつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得にかかわらず法定相続人の数と法定相続分によって一律に算出するというわが国独特の制度（法定相続分課税方式）が創設され、現在に至っています。

第二編 租税実体法

第三章 課税要件各論

第三節 相続税および贈与税

相続税は、人の死亡によって財産が移転する機会にその財産に対して課される租税である⁽¹⁾。また贈与税は、贈与によって財産が移転する機会にその財産に対して課される租税であるが、相続税の補完税としての性質を持っている。すなわち、相続税のみが課されている場合は、生前に財産を贈与することによって、その負担を容易に回避することができるため、かかる相続税の回避を封ずることを目的として贈与税が採用されたのである⁽²⁾（贈与税の負担が相続税のそれよりも高いこと、個人からの贈与のみが贈与税の対象とされていること等は、かかる事情に由来する）。各国の税制の歴史を見ると、いずれもそのような経緯を示している⁽³⁾（イギリスのごときは、1974年までは相続税のみで、贈与税がなかったため、生前贈与による巨大な世襲財産の維持が可能であった）。

相続税と贈与税が、このように密接な関係をもっているため、両者は、ともに一つの法律—相続税法（昭和25年法律73号）—の中で規定されており、共通の取扱を受ける場合が少なくない。…(略)…

（1）略 —関係論文紹介の記述—

（2）もちろん、これは贈与税の歴史的ないし沿革的説明であって、理論的には、贈与による財産の取得は、取得者の担税力を増加させるから、それ自体として課税の対象とされるべきものである。なお、シャウプ勧告の相続・贈与による財産の取得に対する累積課税の考え方については、第一編第三章第三節二参照。

（3）アメリカでは、現在も、遺産税と贈与税とは制度上区別されているが、イギリスでは、この二つの租税は、相続税（inheritance tax）に統一されている。

主要国における相続税・贈与税の基本的仕組み

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
相続税の課税方式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
納税義務者	相続人／受贈者	遺言執行人／贈与者	遺言執行人／贈与者	相続人／受贈者	相続人／受贈者
贈与税の課税方法	単年度課税	累積課税 (過去全て)	累積課税 (過去7年分)	累積課税 (過去10年分)	累積課税 (過去10年分)
既払い贈与税額	——	控除する	控除しない	控除する	控除する
相続時の課税方法	相続前3年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税	生涯にわたる贈与を累積して、遺産と合わせて課税	相続前7年以内の贈与を累積し、遺産と合わせて課税	相続前10年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税	相続前10年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税
既払い贈与税額	控除する	控除する	控除する	控除する	控除する

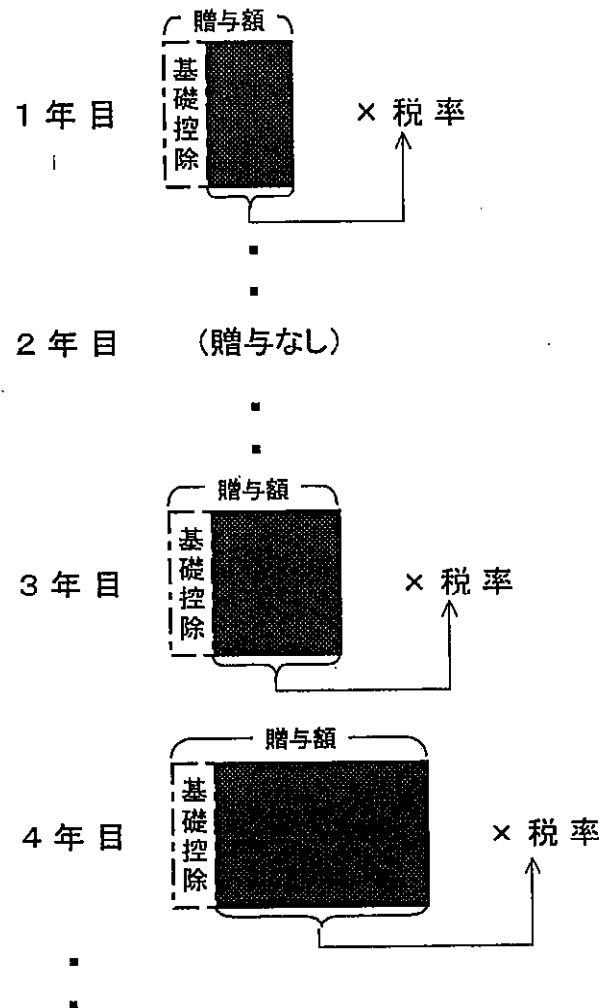
(注) イギリスにおいて遺産と合わせて課税される贈与の対象は、贈与税の課税対象よりも広い。

贈与税の課税方式の概念図

(1年目、3年目、4年目に贈与を行ったケース)

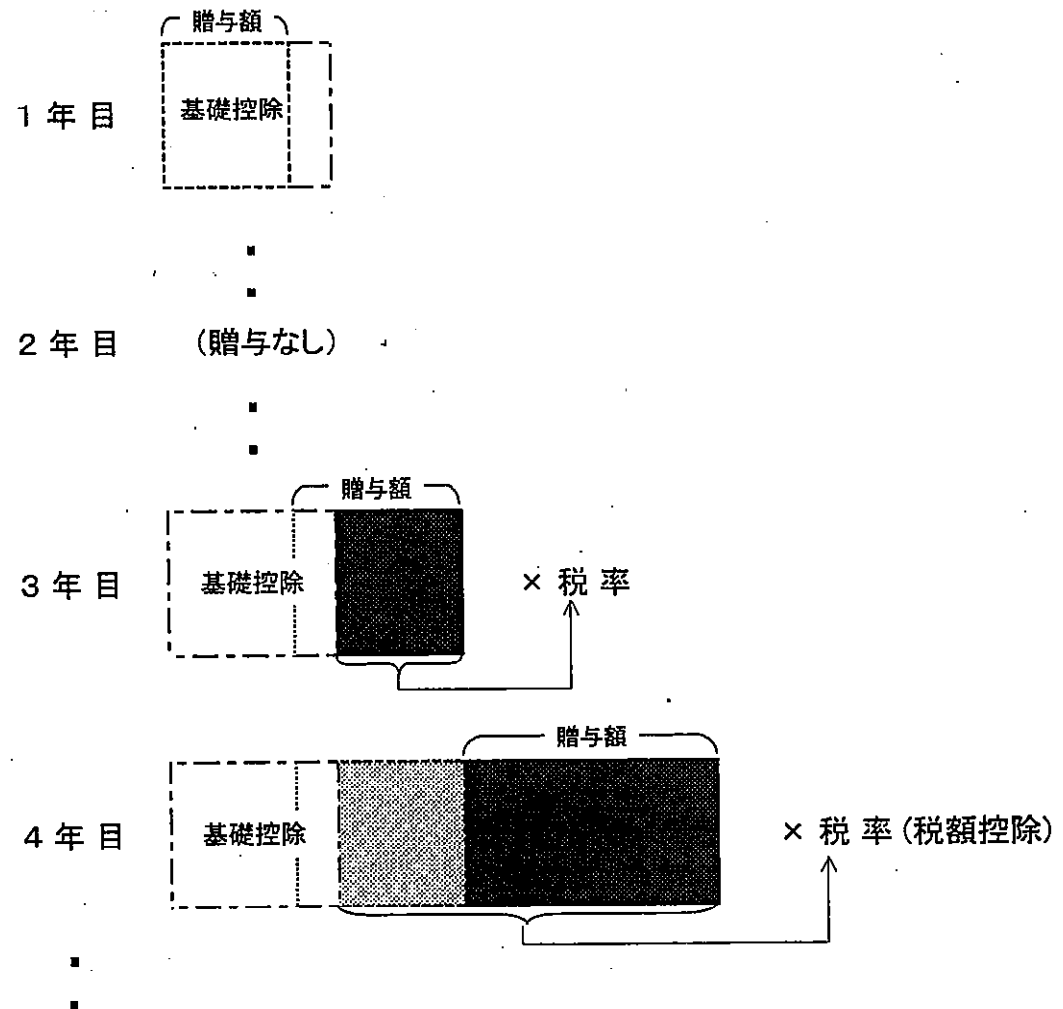
〔 暦年課税方式 〕

(例：日 本)



〔 累積課税方式 〕

(例：アメリカ、フランスなど)



贈与税の課税方式の類型

	課 税 方 法 の 概 要	特 色
一生累積課税	○ 一生にわたる贈与を累積し、相続と合わせて課税 ・ 各年ごとに累積贈与額に対する税額を納付（過年分納付額は税額控除） ・ 相続においては、納付贈与税額を控除 [例：アメリカ]	○ 基本的には、生前贈与を行っても、すべてを相続しても合計税負担額は変わらない。 ○ 一生にわたる贈与を管理する必要があるため、比較的執行が困難。
一定期間累積課税	○ 一定期間にわたる贈与を累積して課税 ・ 各年ごとに過去一定期間内の累積贈与額に対する税額を納付（過年分納付額は税額控除） ・ 相続前一定期間内の贈与は、同様に累積して相続と合わせて課税する方式あり [例：イギリス、フランス、ドイツ]	○ 生前贈与と相続との間での中立性はある程度確保されるが、完全ではない。 ○ 税務執行は、一生累積課税方式ほど困難ではない。
暦年課税	○ 暦年ごとにその年中の贈与を合計して課税 ・ 相続前一定期間内の贈与は、例外的に累積して相続と合わせて課税する方式あり [例：日本]	○ 生前贈与による租税回避を防止するため、贈与税負担を相続税負担より重くする必要。 ○ 税務執行は最も容易。

(注) 平成12年7月 税制調査会 「わが国税制の現状と課題」－21世紀に向けた国民の参加と選択－より

我が国の相続税・贈与税の課税体系の沿革

年	沿 革
明 治 38 年 (創 設)	○ 遺産課税方式の採用 ○ 家督相続を優遇し、親疎により別税率適用 ○ 相続開始前1年以内の贈与財産について相続税の課税価格に加算
昭 和 22 年	○ 民法改正（昭和22年）で家督相続廃止 → 相続税もこれに伴い家督相続に係る規定を廃止 ○ 贈与者の一生を通ずる累積課税方式の贈与税の創設（贈与者課税）
昭 和 25 年 (シャープ勧告)	○ 相続税・贈与税の一本化 ○ 遺産取得課税方式への移行 ○ 取得者の一生を通ずる累積課税方式を採用
昭 和 28 年	○ 取得者の一生を通ずる累積課税方式の廃止 ○ 相続開始前2年以内の贈与は、相続に加算して課税 ○ 贈与のつど毎年課税する贈与税の創設（取得者課税）
昭 和 33 年	○ 法定相続分課税方式（相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、各人の課税価格（取得財産額から取得財産に係る基礎控除額を控除した額）で按分する方式）の導入 ○ 相続開始前3年以内の贈与は、相続に加算して課税 ○ 3年以内に同一人から贈与があった場合の贈与税の累積課税制度（3年累積課税制度）の導入
昭 和 50 年	○ 贈与税の3年累積課税制度の廃止
昭 和 63 年	○ 抜本改正

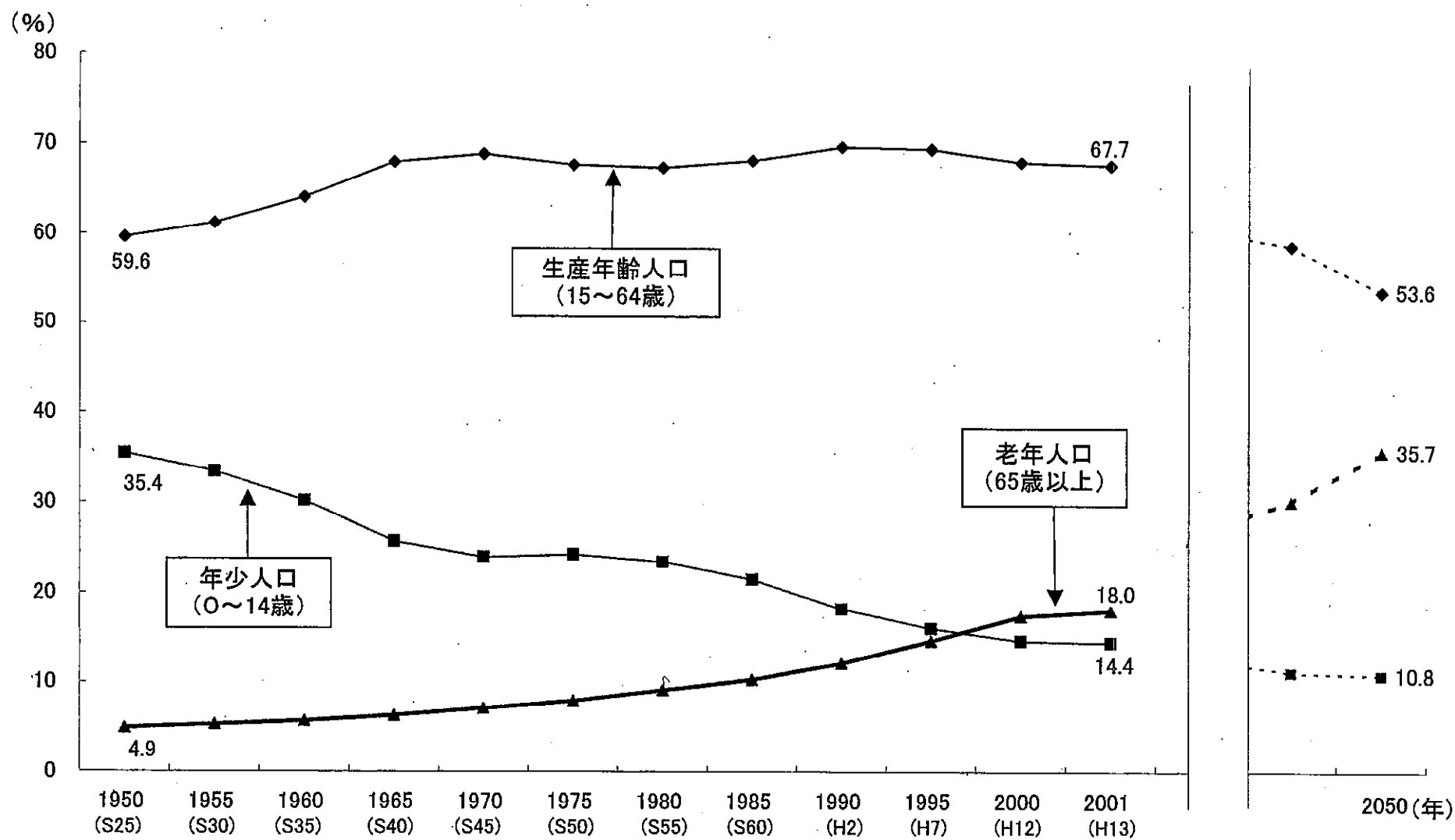
平均寿命の推移

暦 年	男	女
	歳	歳
昭和 22 年	50.06	53.96
昭和 30 年	63.60	67.75
昭和 35 年	65.32	70.19
昭和 40 年	67.74	72.92
昭和 45 年	69.31	74.66
昭和 50 年	71.73	76.89
昭和 55 年	73.35	78.76
昭和 60 年	74.78	80.48
平成 2 年	75.92	81.90
平成 7 年	76.38	82.85
平成 12 年	77.64	84.62

(注) 平成 12 年は簡易生命表、それ以外は完全生命表による。

(資料)「生命表 (厚生省)」より作成

年齢3区分別人口割合の推移



(注) 総務省「平成13年10月1日現在推計人口」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計により作成

社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21 世紀に向けての社会保障」―抄―

平成 12 年 10 月 24 日

Ⅱ 持続可能な社会保障

(高齢者の資産の問題)

- ・ 高齢者は、若い世代と比較すると、資産を多く保有している(*8)が、主に若年の世代の負担で担われている社会保障給付が充実し、老後扶養をより社会的に支えることにより高齢者の資産の維持に寄与する一方、最終的な相続の時点では、ほとんどの場合社会的な負担を求められることがなく、その資産は私的に移転している現状にある。
- ・ この点に着目すれば、社会保障制度の外側の問題ではあるが、資産の保有や相続に着目してより広く税負担を求めることは、給付と負担のバランスをとる方策の一つとなり得ると考えられる。

(*8)

高齢者の資産の実態については、現役世代に比べて、ストックの積み上げが見受けられる。世帯主の年齢階層ごとに家計資産（貯蓄・不動産）の全般的状況をみると、世帯主の年齢が高くなるにつれて家計資産額は増加している（ただし、この額の評価に当たっては、近年の地価の下落を考慮する必要がある。）。

・ 世帯主 40～49 歳の世帯：4,582 万円

・ 世帯主 70 歳以上の世帯：9,260 万円（「全国消費実態調査」（平成 6 年））

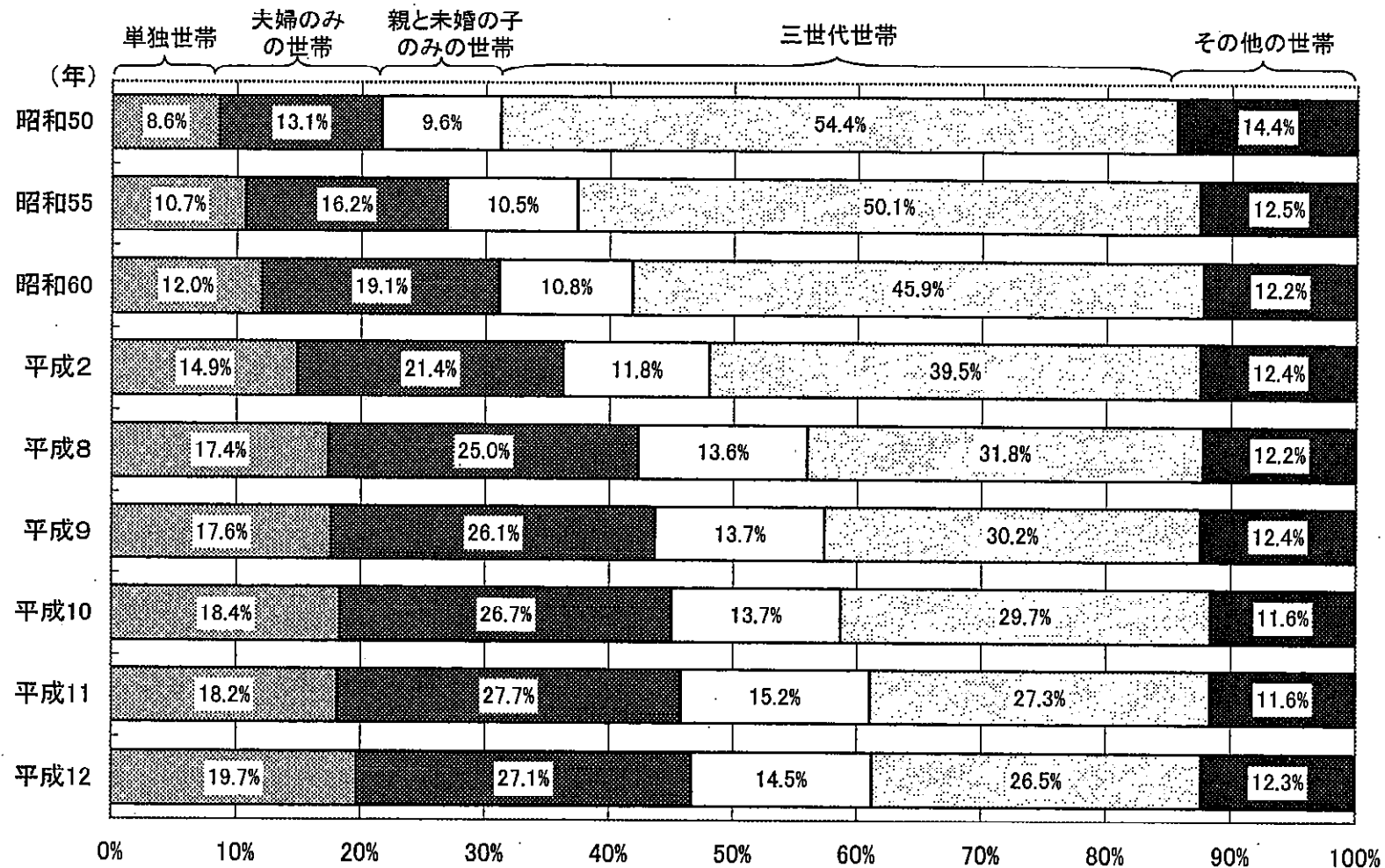
このうち、貯蓄については、世帯主の年齢階層別の 1 世帯（2 人以上の世帯）当たりの貯蓄をみると、高齢者ほど貯蓄は大きくなっている。

・ 世帯主 40～49 歳の世帯：1,294.1 万円

・ 世帯主 60 歳以上の世帯：2,345.7 万円（「貯蓄動向調査」（平成 10 年））

また、高齢者のいる世帯の持家率は平均で 8 割を超えており、全世帯の持家率（60.3%）を上回る状況にある（「住宅・土地調査」（平成 10 年））。

世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の推移（構成比）



（資料）厚生労働省「国民生活基礎調査」による。

「老後生活のリスク認識に関する調査」(抄)

平成11年4月
(財)生命保険文化センター

3. 男女別にみた特徴

(2) 老後の資産管理を依頼したい先

— 依頼したい先は夫は妻に、妻は夫と子どもに —

老後に自分の資産管理や身の回りの世話を依頼したい先について尋ねたところ、「配偶者に」は男性で71.2%と、女性(45.4%)を大きく上回っており、配偶者がいる人に限定した場合も同様の結果がみられる。一方、「子どもに」は女性が47.0%と、男性(22.9%)を大きく上回っている。

老後の資産管理を依頼したい先

(単位:%)

	N	配偶者に	子どもに	兄弟姉妹に	その他	不明	N	配偶者に [配偶者が いる人に限 定]
全体	3,005	58.8	34.5	3.6	2.3	0.8	2,648	65.6
男性	1,563	71.2	22.9	3.1	1.9	0.8	1,429	76.3
女性	1,442	45.4	47.0	4.0	2.8	0.8	1,219	53.2

5. 夫の親に関する考え方

— 妻が夫の親の面倒をみることにについて否定的な考え方は少数派 —

(1) 妻が夫の親の面倒をみることにについて、「同居ならみるべき」は、男性で過半数を占め、女性よりも高くなっており、「みる義務なし」も女性を上回っている。逆に、「当然みるべき」は、女性の方が男性より高くなっている。

妻が夫の親の面倒をみることにについて

(単位:%)

	N	妻は夫の親と同居していてもしていなくても面倒をみるべきである (当然みるべき)	妻は夫の親と同居していれば面倒をみるべきである (同居ならみるべき)	妻は夫の親の面倒を見る義務はない (みる義務なし)
全体	3,005	38.9	46.6	13.5
男性	1,563	32.5	51.2	15.7
女性	1,442	45.8	41.7	11.1

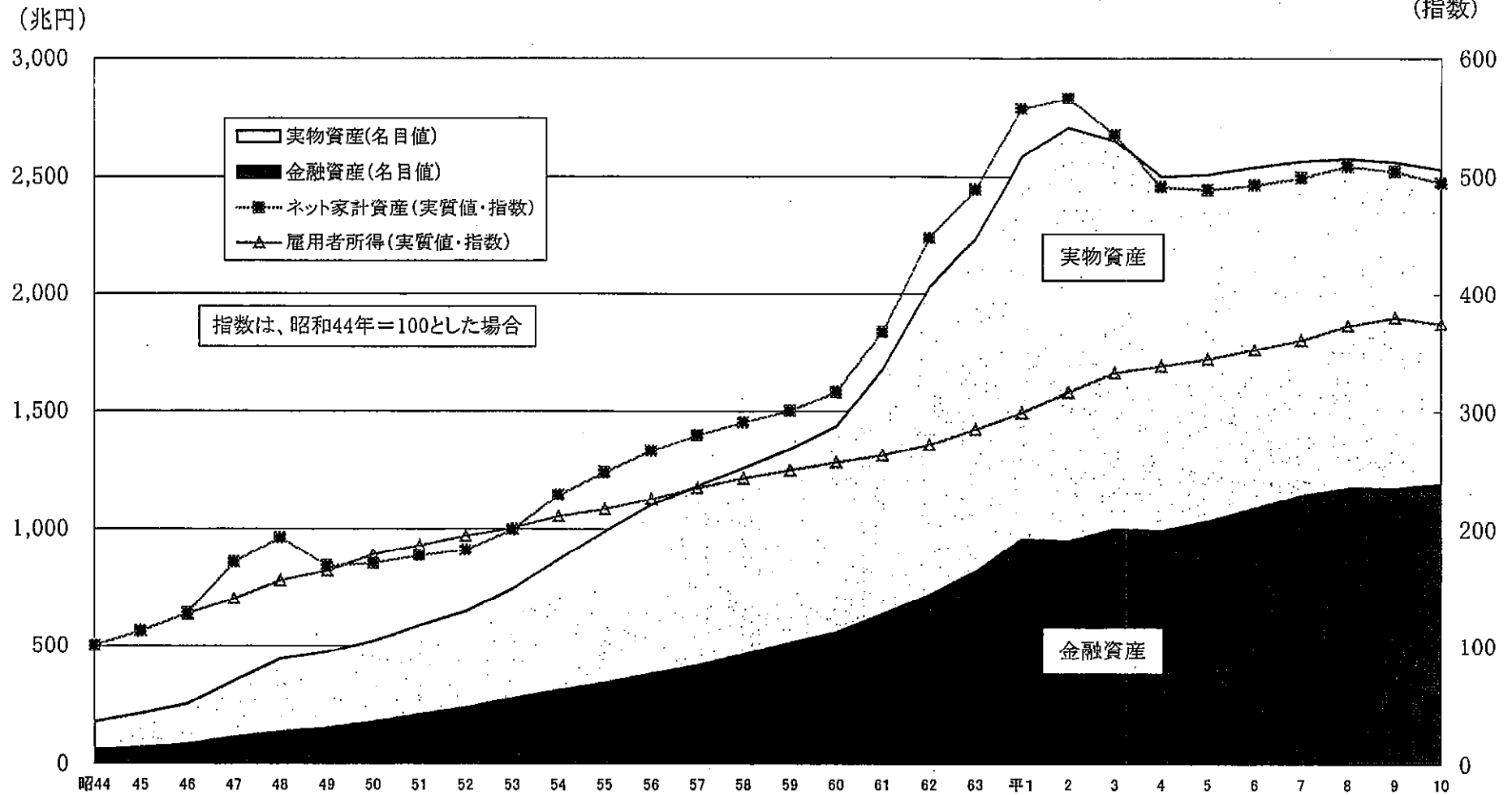
(2) 妻が夫の親の面倒をみた場合、妻に「特別寄与分(夫の親の遺産を相続する権利)」を付与することについて、男女とも賛成派が大勢を占めている。

妻が夫の親の面倒をみた場合、妻に特別寄与分を付与することについて

(単位:%)

	N	賛成派	反対派
全体	3,005	92.0	6.8
男性	1,563	93.2	5.6
女性	1,442	90.7	8.0

○ 家計資産残高等の推移



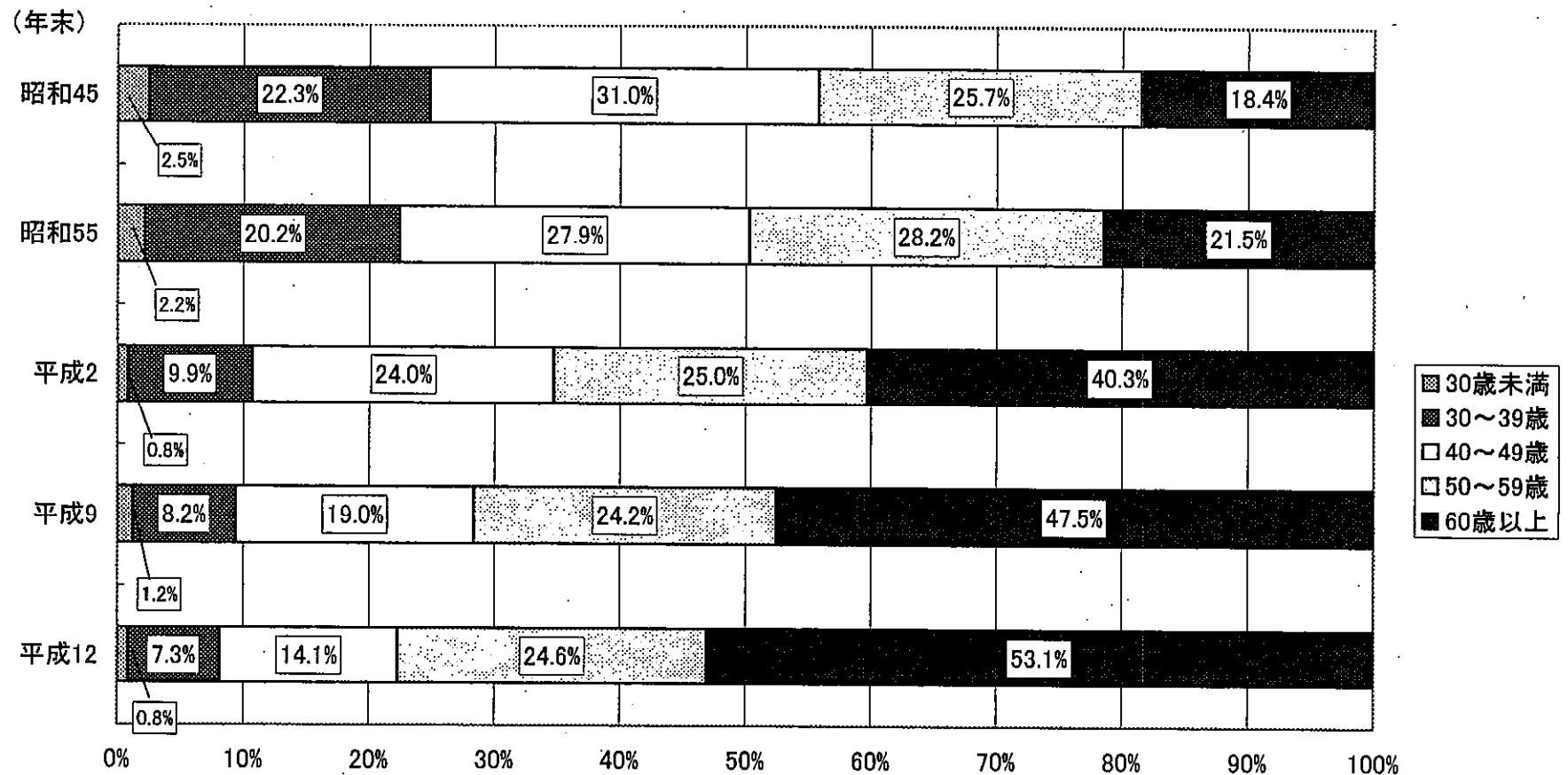
(注1)「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。

「金融資産」とは、現金、預金、有価証券、生命保険金等の資産の合計をいう。

「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

(注2)「平成2年基準 国民経済計算(68SNA)」より作成。平成2暦年基準のデフレーターで実質化。

世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高(構成比)



(資料)総務省統計局「貯蓄動向調査」より試算。

(注)貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯(単身世帯等を除く)を調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

なお、同調査における貯蓄とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金投資口座・金貯蓄口座、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

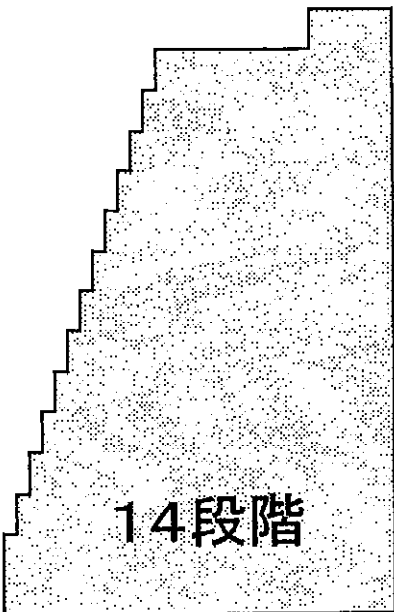
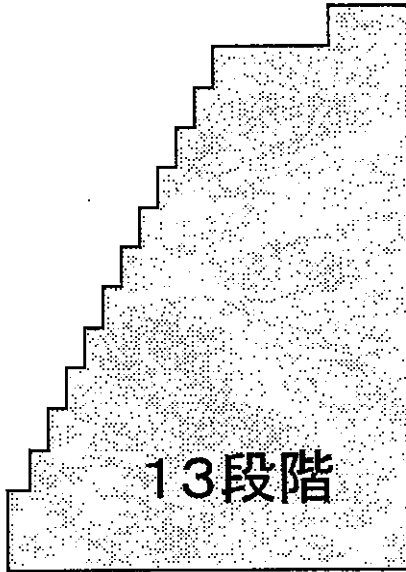
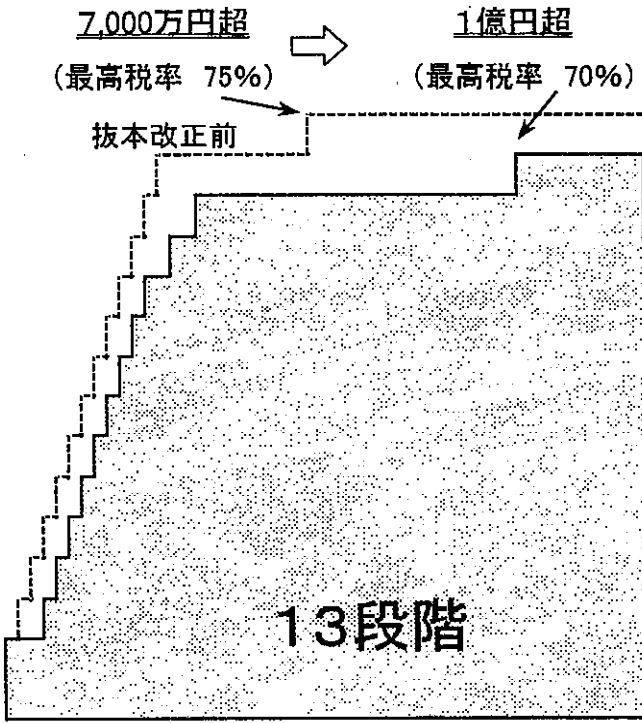
○ 最近における相続税の主な改正

抜本改正前		抜本改正(昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正(現行) (平成6年1月1日以降適用)	
税率 構造	イ メ ー ジ 図 5億円超 (最高税率 75%) 14段階	5億円超 (最高税率 70%) 13段階	10億円超 (最高税率 70%) 13段階	5億円超 (最高税率 75%) → 20億円超 (最高税率 70%) 抜本改正前 現行 9段階	
	基礎 控 除	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7,200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8,600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9,000万円)
小規模 宅地の課税の特例	適用対象面積 200㎡	200㎡	200㎡	平成11・12年 200㎡ 特定事業用等 330㎡ 特定居住用 240㎡ 上記以外 200㎡ 平成13年～ 200㎡ 特定事業用等 400㎡ 特定居住用 240㎡ 上記以外 200㎡	
	減額割合 事業用 40% 居住用 30%	事業用 60% 居住用 50%	事業用 70% 居住用 60%	特定事業用等 } 80% 特定居住用 } 上記以外 50%	

(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例:配偶者+子3人)の場合の額である。

(注2) 特定事業用等又は特定居住用とは、事業又は居住を継続して行う場合をいう。

○ 最近における贈与税の主な改正

		抜本改正前 (昭和50年～)	抜本改正(昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正(現行) (平成4年1月1日以降適用)	
税率 構造	イメージ図	<u>7,000万円超</u> (最高税率 75%)  14段階	<u>7,000万円超</u> (最高税率 70%)  13段階	<u>7,000万円超</u> (最高税率 75%) → <u>1億円超</u> (最高税率 70%) 抜本改正前  13段階	
		基礎控除 60万円 (昭和50年～)	60万円	60万円	110万円 (平成13年1月1日～)

相続税の課税状況の推移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)/(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金 額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金 額	(d)/(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和30	693,523	30,859	4.4	—	375	121.5	34	11.0	9.1
33	684,189	5,284	0.8	—	367	695.4	47	88.4	12.7
40	700,438	13,407	1.9	4.24	2,091	1,559.7	410	305.8	19.6
45	712,962	24,454	3.4	4.28	7,011	2,866.9	1,342	548.7	19.1
50	702,275	14,593	2.1	4.31	15,121	10,361.8	1,973	1,352.1	13.0
55	722,801	26,797	3.7	4.17	30,215	11,275.5	4,399	1,641.7	14.6
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.4	16,876	3,326.5	12.7

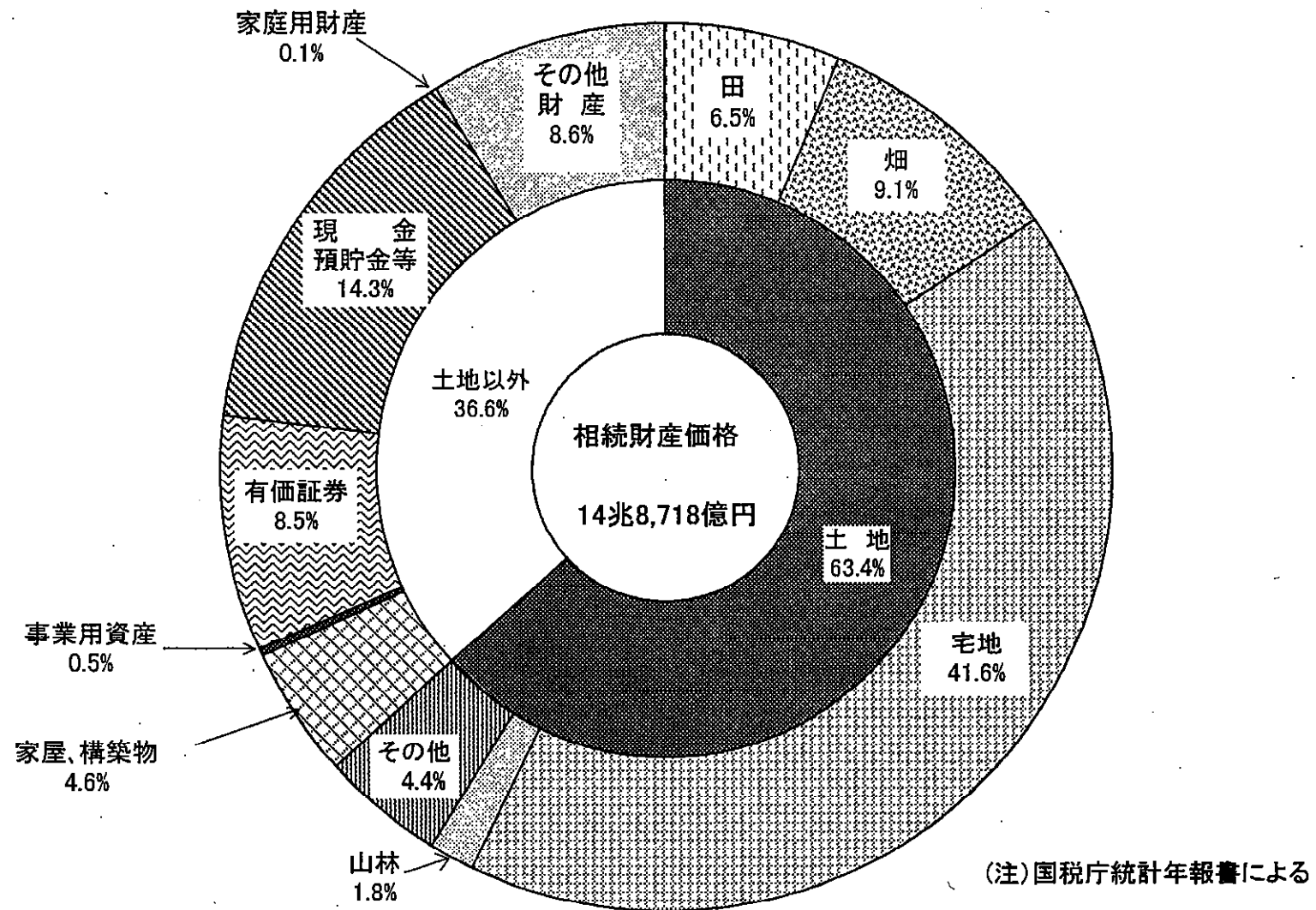
- (備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
 2. “被相続人1人当たりの法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。
 3. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
 4. “納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

相続税の課税価格階級別課税状況等(平成11年分)

課税価格 階級区分	件 数		納付税額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	件 数	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 1億円	8,540	16.8	108	0.6	8,498	126	1.5
～ 2億円	23,154	62.5	1,254	8.1	14,116	542	3.8
～ 3億円	8,221	78.7	1,563	17.4	24,136	1,901	7.9
～ 5億円	5,879	90.3	2,767	33.8	37,930	4,707	12.4
～ 7億円	2,057	94.3	1,910	45.1	58,567	9,283	15.9
～ 10億円	1,367	97.0	2,132	57.8	82,324	15,595	18.9
～ 20億円	1,178	99.3	3,706	79.8	133,796	31,458	23.5
20億円超	334	100.0	3,404	100.0	338,916	101,904	30.1
合 計	50,730		16,843		26,112	3,320	12.7

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

相続財産種類別内訳（平成11年分）



租税負担率(対国民所得比)の国際比較 (国税・相続税)

	日 本 (2002年度)	アメリカ (1999年)	イギリス (1999年)	ド イ ツ (1999年)	フランス (1999年)
国民所得 (A)	3,654,000 億円	75,249 億ドル	6,712 億 ポンド	28,600 億 マルク	63,902 億 フラン
国 税 収 入 (B)	488,228 億円	11,808 億ドル	2,553 億 ポンド	7,712 億 マルク	21,876 億 フラン
負 担 割 合 (B/A)	13.4 %	15.7 %	38.0 %	27.0 %	34.2 %
うち 相続税収 (C)	15,300 億円	230 億ドル	19 億 ポンド	53 億 マルク	432 億 フラン
負 担 割 合 (C/A)	0.4 %	0.3 %	0.3 %	0.2 %	0.7 %

(出所)日本の国民所得は「平成14年度政府経済見通し」、税収は平成14年度当初予算
諸外国はOECD“Revenue Statistics”等

相続税の 課税割合 及び 負担割合 の国際比較

	日 本 (1999年)	アメリカ (1999年)	イギリス (1998年)	ド イ ツ (2001年)	フランス (1999年)
死亡者数 (A)	98.2 万人	235 万人	62.8 万人	23.3 万人	54.2 万人
課税件数 (B)	5.1 万件	5.0 万件	1.7 万件	2.9 万件	13.9 万件
課 税 割 合 (B/A)	5.2 %	2.1 %	2.8 %	12.5 %	25.6 %
課税価格 (C)	13.3 兆円	1,200.7億ドル (14.6 兆円)	151.0億ポンド (2.6 兆円)	n.a.	n.a.
納付税額 (D)	1.7 兆円	229.2億ドル (2.8 兆円)	18.2億ポンド (0.3 兆円)	n.a.	n.a.
負 担 割 合 (D/C)	12.7 %	19.1 %	12.0 %	n.a.	n.a.

	日 本 (2001年)	アメリカ (2000年)	イギリス (2000年)	ド イ ツ (2000年)	フランス (2000年)
65歳以上人口	2,287 万人	3,483 万人	936 万人	1,345 万人	946 万人
対 総人口比	18.0 %	12.3 %	15.8 %	16.4 %	16.0 %

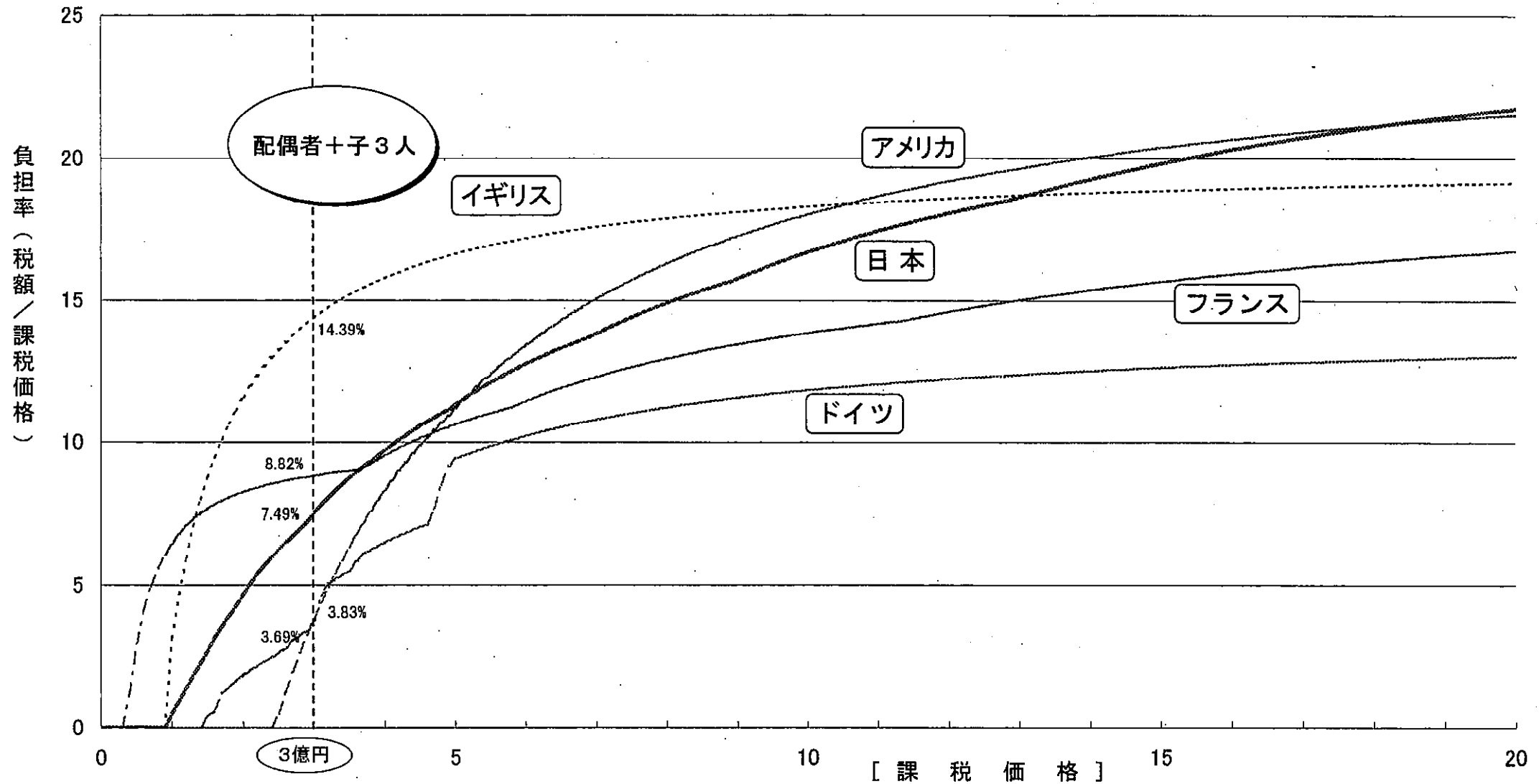
(注1) ドイツの死亡者数、課税件数、課税割合は、ノルトライン・ヴェストファーレン州の計数である。

(注2) 1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円で換算

(注3) 諸外国のデータは各国資料(ただし、65歳以上人口及び対総人口比は国連推計)による。

主要諸外国の相続税の負担率

(単位: %)



(備考) 基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による(平成14年上半期レート 1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円)

(億円)

(注) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。

贈与税の課税状況の推移

区 分 年 分	件 数 (A)	合 計 課 税 価 格		贈 与 税 額			課税最低限	
		合 計 額 (B)	1 件 当 たり 金 額	納付税額 (C)	1 件 当 たり 金 額	(C)／(B)	基礎控除	配偶者控除
	件	億円	千円	百万円	万円	%	万円	万円
昭和63	459,789	11,098	2,414	128,514	28.0	11.6	60	2,000
平成元	527,756	21,421	4,059	292,620	55.4	13.7	〃	〃
2	583,693	25,684	4,400	343,013	58.8	13.4	〃	〃
3	573,155	20,593	3,593	239,204	41.7	11.6	〃	〃
4	541,503	16,471	3,042	161,881	29.9	9.8	〃	〃
5	554,696	17,484	3,152	159,768	28.8	9.1	〃	〃
6	529,657	15,266	2,882	131,233	24.8	8.6	〃	〃
7	520,701	14,570	2,798	124,143	23.8	8.5	〃	〃
8	512,070	14,586	2,849	133,454	26.1	9.1	〃	〃
9	486,958	14,129	2,902	129,939	26.7	9.2	〃	〃
10	455,118	13,010	2,859	116,582	25.6	9.0	〃	〃
11	445,132	12,942	2,908	114,277	25.7	8.8	〃	〃
12	414,828	11,974	2,886	95,456	23.0	8.0	〃	〃

- (備考) 1. この表の計数は、「国税庁統計年報書」による(ただし、12年分の計数は、国税庁資産課税課調の速報値である。)
 2. 件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数である。
 3. 贈与税額には、納税猶予適用分を含まない。

贈与税の取得財産価額階級別の課税状況等(平成12年分)

取得財産価額 階 級 区 分	人 員		納付税額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	人 員	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 100万円	158,411	38.2	24.8	2.6	75.8	1.6	2.1
～ 200万円	94,025	60.8	82.0	11.2	152.5	8.7	5.7
～ 400万円	103,195	85.7	169.4	29.0	279.8	16.4	5.9
～ 700万円	24,683	91.7	172.7	47.1	521.9	70.0	13.4
～ 1,000万円	12,093	94.6	134.3	61.2	888.3	111.0	12.5
～ 2,000万円	16,407	98.5	153.2	77.3	1,514.0	93.4	6.2
～ 3,000万円	5,469	99.9	55.6	83.2	2,153.5	101.7	4.7
～ 5,000万円	372	100.0	51.7	88.6	3,789.4	1,390.9	36.7
5,000万円超	202	100.0	108.7	100.0	13,903.9	5,380.1	38.7
合 計	414,857		952.5		288.5	23.0	8.0

(備考) 1. 国税庁資産課税課調の速報値である。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

死亡保険金及び死亡退職金に係る非課税限度額の推移

改正年	死亡保険金	死亡退職金
昭和13年	相続人全員で 5,000円	相続人全員で 5,000円
22	保険金、退職金合わせて 3万円	
23	"	5万円
25	廃	止
26	相続人1人毎に 10万円	—
27	" 20万円	相続人全員で 20万円
28	" 30万円	" 30万円
29	" 50万円	" 50万円
33	" "	50万円×法定相続人の数
40	" 100万円	" "
42	100万円×法定相続人の数	" "
46	150万円 "	80万円 "
50	250万円 "	200万円 "
63 (現 行)	500万円 "	500万円 "

小規模宅地等の課税の特例 の改正の推移

区 分			抜本改正前	昭和63年～	平成4年～	平成6年～	平成11年～	平成13年～
(1) 特定事業用等宅地等	減 額 割 合		4 0 %	6 0 %	7 0 %	8 0 %		
	適用対象面積		2 0 0 m ²				3 3 0 m ²	4 0 0 m ²
(2) 特定居住用宅地等	減 額 割 合		3 0 %	5 0 %	6 0 %	8 0 %		
	適用対象面積		2 0 0 m ²					
(3) 上記以外の事業用宅地 又は居住用宅地	減 額 割 合	事 業 用	4 0 %	6 0 %	7 0 %	5 0 %		
		居 住 用	3 0 %	5 0 %	6 0 %			
	適用対象面積		2 0 0 m ²					
(4) 不動産貸付、駐車場用、 宅地等	減 額 割 合	事業規模	4 0 %	6 0 %	7 0 %	5 0 %		
		それ以外	4 0 %	0 %	0 %			
	適用対象面積		2 0 0 m ²					

(注) 「特定事業用等宅地等」とは、特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び国営事業用宅地等をいいます。

(参考) 小規模宅地等の課税の特例に係る減収額

減 収 額 1,310億円 (平成14年度見込額)

中小企業の事業承継と相続税

〔課税面〕

○ 個人事業者の場合

相続税の課税対象 =

個人財産としての事業用資産
(土地、建物、設備・機械等)

事業用の小規模宅地等の課税の特例※
(400㎡まで80%減額)
〔居住用の場合：240㎡まで80%減額〕

○ 同族会社の経営者(非上場の株式会社の株主)の場合

相続税の課税対象 =

・個人財産
・同族会社株式(非上場)

取引相場のない株式の課税の特例 ※
〔発行済株式等の1/3以下の部分について、
3億円を限度に、10%減額〕

$$\frac{\text{配当比準値} + \text{利益比準値} \times 3 + \text{純資産比準値}}{5} \times \begin{cases} 0.7(\text{大会社}) \\ 0.6(\text{中会社}) \\ 0.5(\text{小会社}) \end{cases}$$

〔評価の安全性に対する斟酌〕

取引相場のない株式の評価
①純資産価額
②類似業種比準価額 } いずれか安い方

○ 山林経営者の場合

相続税の課税対象 =

・個人財産
・立木及び林地

山林(立木及び林地)の課税の特例 ※
5%減額
(注) 森林施業計画区域内に存するものに限る。

(注) 上記の3つの特例(※)は、いずれか一つを納税者が選ぶことができる選択制である。

〔納 付 面〕

相続税等の利子税の割合の特例制度

利子税の割合を公定歩合に連動させることにより、相続税等の利子税を軽減

相続税の延納の利子税の軽減

不動産等の占める割合が高い納税者を中心に、相続税の延納の利子税を大幅に引下げ

〔例. 不動産等の割合が、課税相続遺産の価額の2/3程度の者の場合〕
通常: 5.4% $\Rightarrow$ 特例: 2.0%(公定歩合0.1%の場合)

(注)「不動産等」の範囲
不動産、立木、減価償却資産(事業用)、同族株式 等

農地等に対する納税猶予の特例の概要

○ 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予

農業を営む個人が推定相続人のうちの1人に農地(*1)の全部並びに採草放牧地(*1)及び準農地のそれぞれ3分の2以上を贈与した場合の贈与税については、担保の提供を条件に納税を猶予し、贈与者又は贈与者の死亡前に受贈者が死亡した場合には、猶予税額の納付を免除する。

○ 農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例

上記の贈与者が死亡した場合には、その贈与した財産を相続税の課税価格に含めて相続税を計算する。

○ 農地等についての相続税の納税猶予

農地等(*1)の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格(農業投資価格)を超える部分に対する相続税については、担保の提供を条件に納税を猶予し、

- ①その相続人が死亡した場合
- ②農業後継者に農地等を一括贈与した場合
- ③申告期限後20年間農業を継続した場合(*2)

には猶予税額の納付を免除する。

(*1) 特定市街化区域農地等を除く。

(*2) 都市営農農地等について特例を受けている場合には適用がない。

山林に係る相続税の主な優遇措置

【課税面】

$$\text{立木の課税価格} = \text{立木の評価額}(\alpha) \times 85\% \times 95\%^{(\text{注1})}$$

(注) 保安林の場合 $(\alpha) \times \text{一部伐採70\%} \sim \text{禁伐20\%}$ で評価

$$\text{林地の課税価格} = \text{林地の評価額} \times 95\%^{(\text{注1})}$$

(注1) 山林に係る課税価格の減額措置(14年度改正)

…森林施業計画区域内に存する一定の立木、林地が対象

【納付面】

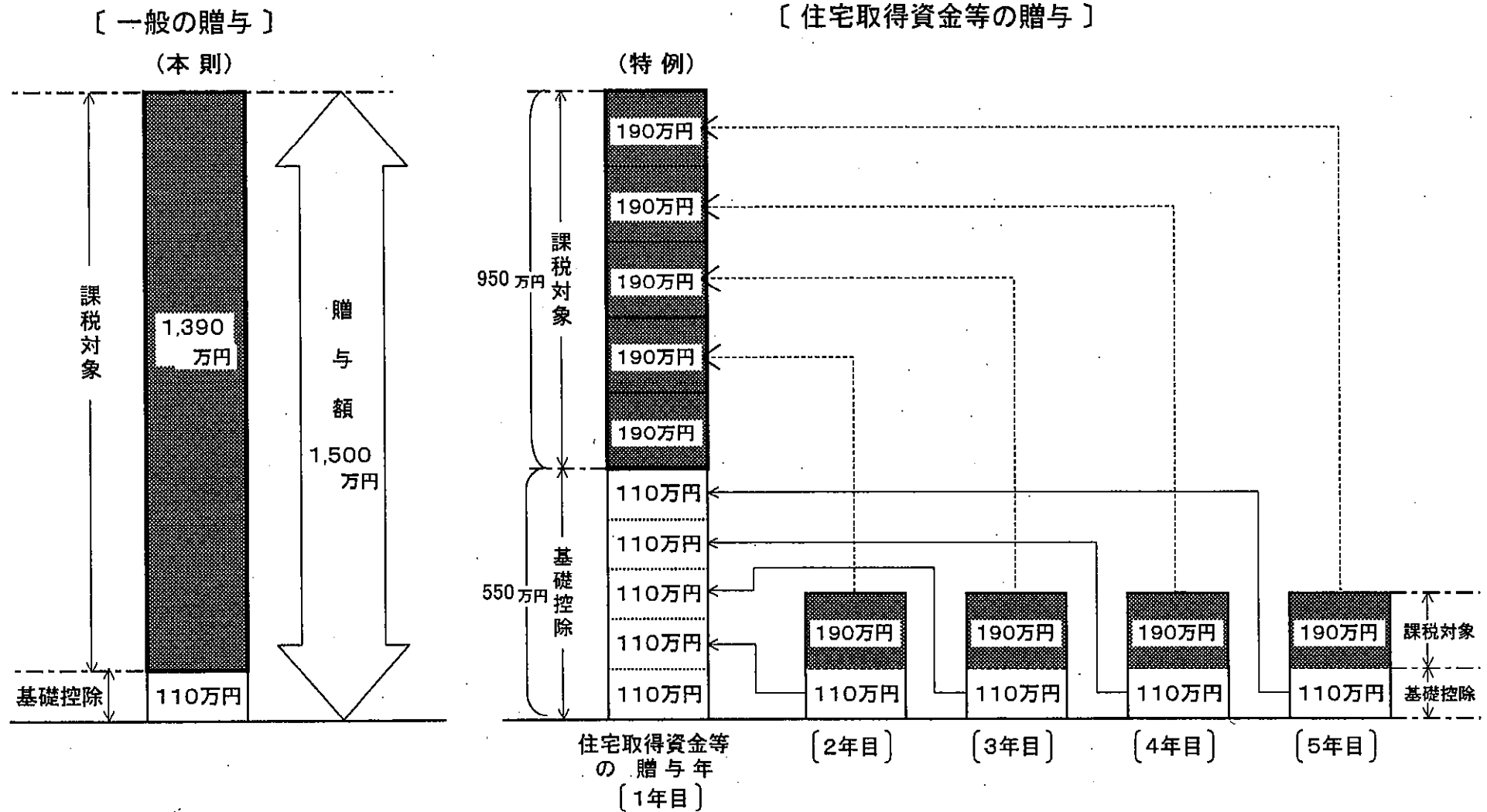
立木等の価額に対応する相続税の延納利子税に係る特例

	〔原則〕		〔特例〕
① 不動産等の価額 $\geq$ 課税財産価額 $\times 50\%$ の場合	3.0%	$\Rightarrow$	2.0%
・延納期間	10年以内	$\Rightarrow$	15年以内 $\left[\begin{array}{l} \text{不動産等の価額} \geq \text{課税財産価額} \times 75\% \\ \text{の場合} \end{array} \right. 20年以内$
② ①の場合で、かつ、			
森林施業計画区域内に存する立木の場合	(改正前: 3.0%) 1.2%	$\Rightarrow$	(改正前: 1.6%) 0.6%
a. 延納期間	10年以内	$\Rightarrow$	20年以内 $\left[\begin{array}{l} \text{特定森林施業計画対象立木の場合} \\ \text{40年以内} \end{array} \right.$
b. 納付方法	年賦均等額を納付	$\Rightarrow$	同計画による伐採の時期及び材積に応じた納付が可能

(注2) 上記の延納利子税割合は、公定歩合が0.1%の場合のものである。

住宅取得資金等の贈与に対する特例 による贈与税額の計算(5分5乗)の図解

1,500万円の贈与を受けた場合の例



(注) 適用対象: 「住宅の新築又は取得」、「一定の増改築等」、「一定の買換え又は建替え」

住宅取得資金の贈与に対する特例の適用状況

年 分	適 用 件 数		贈 与 金 額		1 件 当 た り 金 額	
	%	件	%	百万円	%	万円
昭和59(創設)		20,264		61,920		305.6
60	(171.5)	34,744	(174.8)	108,236	(101.9)	311.5
61	(88.7)	30,833	(85.8)	92,864	(96.7)	301.2
62	(124.9)	38,503	(129.9)	120,595	(104.0)	313.2
63	(73.9)	28,441	(74.7)	90,074	(101.1)	316.7
平成元	(106.1)	30,178	(112.4)	101,287	(106.0)	335.6
2	(91.1)	27,480	(90.5)	91,686	(99.4)	333.6
3	(105.0)	28,863	(106.6)	97,725	(101.5)	338.6
4	(114.8)	33,132	(112.7)	110,139	(98.2)	332.4
5	(124.0)	41,079	(122.6)	135,001	(98.9)	328.6
6	(120.2)	49,368	(145.2)	195,969	(120.8)	397.0
7	(103.7)	51,203	(108.3)	212,316	(104.5)	414.7
8	(106.8)	54,679	(102.1)	216,726	(95.6)	396.4
9	(89.4)	48,872	(91.0)	197,208	(101.8)	403.5
10	(85.0)	41,549	(83.5)	164,614	(98.2)	396.2
11	(119.0)	49,435	(124.6)	205,045	(104.7)	414.8
12	(103.5)	51,186	(103.3)	211,747	(99.7)	413.7

(注) 1. 「国税庁統計年報書」による(ただし、12年分の計数は、国税庁資産課税課調の速報値である。)

2. ()内の数値は対前年比である。